

地震・災害発生時の手順

(地域災害協定に関する手順)

(株)ワールド設備機器

制定日 2008.08.01

改訂日 2026.01.08

当社は、岩手県及び奥州市の災害協定の基に、*₁ インフラ等の安全確保、地域に貢献する為の手順の基本事項をこの文書に示す。

地震・災害発生時における適切な対応は、家族の安全はもとより、インフラの整備に携わる者としての地域貢献に寄与し、緊急事態を緩和する手順とする。

地震・災害の発生時は、家族及び自身の安全を確保し、災害の発生度合いを把握する必要がある。不用意に行動する事は、この手順の安全確保を意図することから逸脱するものである。よって、メディアによる正確な情報の把握に努め、地域の災害復旧活動及びライフラインの確保に、二次災害を発生することなく安全に従事するものである。

災害発生時の情報収集において、地震にあっては、震度5を目安とし、それ以上が発生した場合は、インフラの甚大なる被害が予想される。道路状況及び、被害状況に注意して、当社にて災害復旧活動の準備及び待機をするものである。但し、被災または、その危険性がある場合は、その限りではない。

待機後は、関係機関の指示を待つ。

復旧活動作業に関しては、災害協定による。

緊急時の連絡は、「緊急事態対応手順書」の付表「緊急事態発生時の対応フロー」により携帯電話を基本とするが、

災害の程度によって、使用の出来ない場合が発生する。その場合は、弊社ホームページ及び E-mail (info@wskk.co.jp) で相互に連絡をとる必要がある。^{※2} 一覧のバーコードを読み取ると、メールアドレスが表示されメールを送信することができる。相互 LINE 等での連絡も有効と考える。

※1 インフラ：水道管、ガス管、燃料配管等又は、施設。

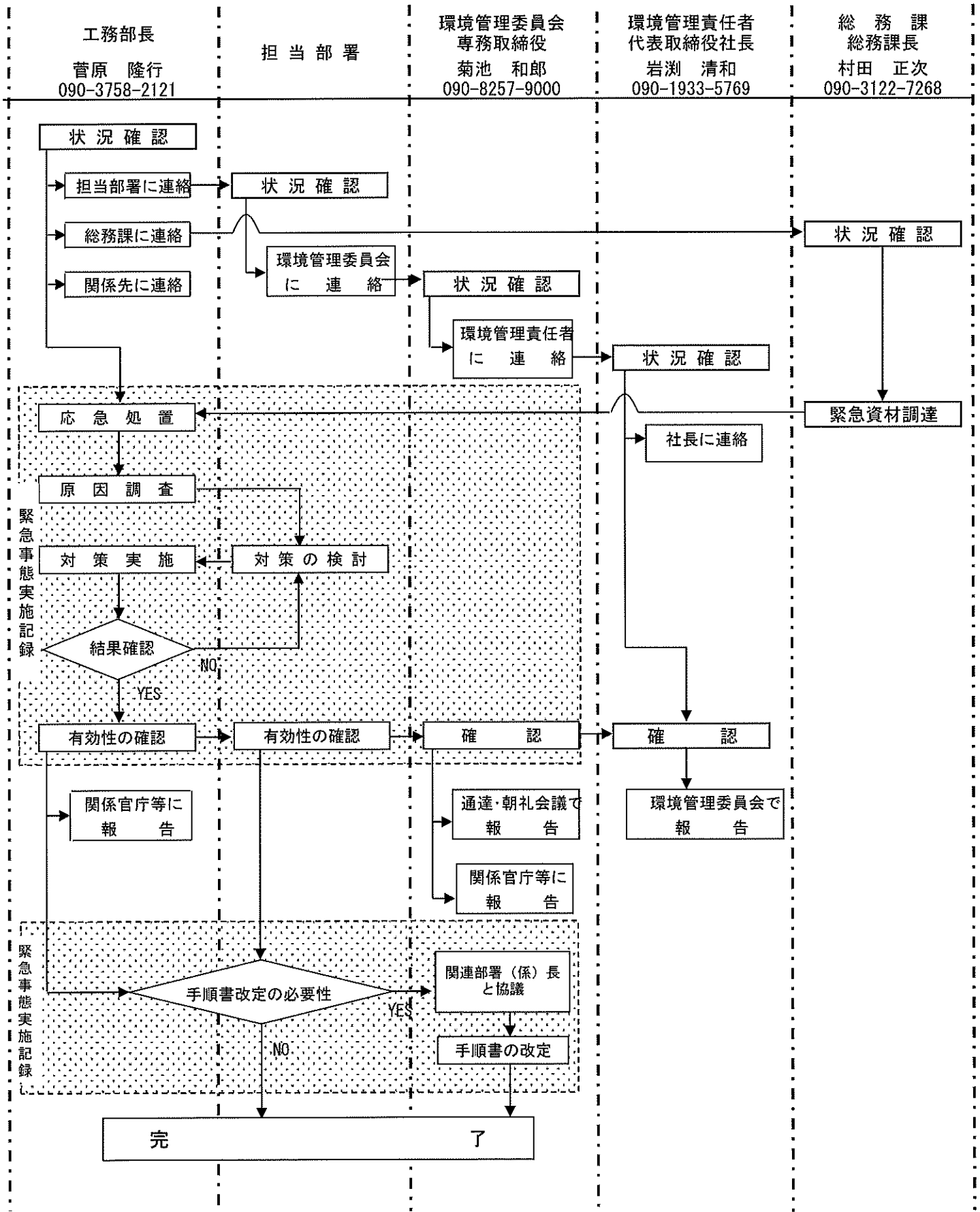
※2 使用方法を、事前に理解しておく必要がある。

参考文書 「災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定」
「災害時における応急対策業務に関する協定」
「奥州市災害応急復旧工事等に関する協定書」



弊社ホームページ及び E-mail アドレス

付表 - 1 緊急事態発生時の対応フロー



災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県（以下「甲」という。）が社団法人岩手県管工業協会（以下「乙」という。）に、災害によって被害が生じた水道施設の復旧活動に係る応急対策について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。
ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害が発生した場所
- (2) 被害の状況
- (3) 協力要請期間
- (4) 協力要請人員
- (5) その他参考事項

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第3条 乙が甲の要請により行った水道施設の応急対策のために要した費用については、別に定めるところによる。

(報告)

第4条 乙は、災害復旧作業が終了した場合はその旨を甲に報告するものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては岩手県生活環境部環境整備課、乙においては社団法人岩手県管工業協会事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第6条 甲が、被災した他の都道府県に対して水道施設の応急対策についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り、協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

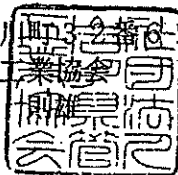
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成11年2月12日

甲 岩手県
岩手県知事 増田 寛也



乙 岩手県盛岡市名須川
社団法人岩手県管工業協会
会長 小野寺



災害時における応急対策業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、奥州市地域防災計画に基づき、奥州市内において災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、奥州市（以下「市」という。）が奥州市建設業協会（以下「協会」という。）に対し、市が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、市が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

(協力業務の内容)

第3条 この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施

(協力費用の負担)

第4条 災害発生時において、第3条第2号及び第3号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、市が負担することとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定業務に関する市の連絡窓口は、各総合支所防災担当課及び本庁消防防災課とする。ただし、連絡がとれない場合は、各総合支所地域整備課及び本庁土木課とする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市及び協会が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成21年12月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

平成21年12月24日

奥州市
奥州市長

相原 正明

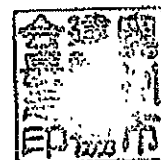


岩手県奥州市水沢区大手町二丁目29番地

奥州市建設業協会

会長

高橋 健二



呉州市災害応急復旧工平等に関する協定書

呉州市（以下「甲」という。）と呉州金ヶ崎広域水道工業事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により呉州市内の水道施設が被災した場合、速やかに給水能力を回復するために、甲の要請に基づき、乙が実施する水道施設の応急復旧に関する必要な事項を定める。

（応急連絡）

第2条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が他の自治体等から応急要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたとときは、乙に対し応援を要請することができる。

2 乙は、前項の応援の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（応急要請の手続）

第3条 前条による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする人員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応接場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 指示等の掲げられるもののほか必要な事項

（応援要請の派遣）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を整え、必要な人員、資機材等を出勤させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務にあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 応急復旧工事
- (2) 応急給水
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 前各号に掲げるもののほかに特に要請のあった事項

（費用負担）

第6条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める要領により積算した額に基づき、乙が応援業務に参加した乙の組合員の要した費用を集約のうえ、乙が甲に請求するものとする。

（労災補償）

第7条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第9条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙双方とも解除の申し出を行わない場合は、引き続き効力を有するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の趣意を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年6月12日

甲 呉州市
代表者 呉州市長

相奈正明

乙 呉州金ヶ崎広域水道工業事業協同組合

理事長



志利一